

【技能実習計画の認定取消の内容】

1 技能実習計画の認定取消を行った実習実施者

<実習実施者>

- (1) 実習実施者名：三菱自動車工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 益子 修
- (3) 所在地：東京都港区芝5丁目33番8号
- (4) 取り消した計画の認定番号（27件）

（平成30年1月25日認定分）

認 1704005410、認 1704005411、認 1704005412、認 1704005413、認 1704005414、  
認 1704005415、認 1704005416、認 1704005417、認 1704005418、認 1704005419、  
認 1704005420、認 1704005421、認 1704005422、認 1704005423、認 1704005424、  
認 1704005425、認 1704005426、認 1704005428、認 1704005429、認 1704005430、  
認 1704005431、認 1704005432、認 1704005433、認 1704005434、

（平成30年3月29日認定分）

認 1704019157、認 1704019158、認 1704019159

- (5) 改善命令対象の計画の認定番号（1件）

認 1704019156（平成30年3月29日付け認定）

2 処分内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき平成31年1月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

さらに、技能実習法第15条第1項の規定に基づき、平成31年1月25日をもって三菱自動車工業株式会社に対して必要な措置を講ずるよう改善命令を行ったこと。

3 処分理由

技能実習計画どおりに必須業務である溶接作業を行わせていなかったため、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当することとなったこと。

また、一部の技能実習計画については、技能実習計画に基づく必須業務実施の改善の見込みがあり、必須業務実施の改善及び実習実施者における技能実習の適正な実施を確保する必要があるため、その改善に必要な措置を講ずるよう改善命令を行った。なお、改善命令措置内容としては、「必須業務時間の確保」及び「技能実習の適正な実施の確保」に関するものである。